

介護保険利用料の2割負担の対象者を 安易に拡大しないよう求める意見書案

介護保険制度は、その創設から23年が経過し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着し、及び発展してきた。

こうした中、高齢化の進展に伴い、介護サービスの利用者は着実に増加し、介護費用の総額が年々増加していることから、国において、持続可能な介護保険制度に向けた利用者の負担の見直しが行われているところである。

しかし、今後、利用者の負担が増えれば、必要な介護サービスの利用の自粛、年金生活者の生活の悪化等が懸念されることから、介護保険利用料の2割負担の対象者の範囲は慎重に判断する必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活の実態、影響等を十分に把握し、介護保険利用料の2割負担の対象者を安易に拡大しないよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 森 博 文

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

全世代型社会保障改革担当大臣